（様式第１号）

# 県営林事業業務委託契約書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

３　事業量

４　委託料 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　）

５　事業期間 着手　　　　　　　年　　月　　日

完成　　　　　　　年　　月　　日

６　前払金額 ￥

７　部分払回数 回以内

８　契約保証金 ￥

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款により委託契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 | 住所  職氏名 | 印 |
|  |  |  |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）印 |

（様式第２号）

# 県営林事業業務委託変更契約書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

３　変更事項

　(1)委託料 　　　￥

　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　）

　(2)事業期間 着手　　　　　 年　　月　　日

完成　　　　　 年　　月　　日

　(3)事業量

　(4)その他

上記のとおり　　　　年　　月　　日締結した業務委託契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 | 住所  職氏名 | 印 |
|  |  |  |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）印 |

（様式第３-１号）

# 県営林事業生産物(立木)売買契約書

１　契約名

２　物件の所在地

３　物件の種類及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 本　数 | 材　積 |
|  | 本 | m3 |
|  | 本 | m3 |
| 計 | 本 | m3 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４　売買代金 | 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円也 |

５　契約期間 自 　　　　年　　月　　日

至 　　　　年　　月　　日

上記の契約について、売渡人と買受人は各々対等な立場における合意に基づいて、地方自治法、同施行令及び静岡県財務規則並びに下記条件により前書のとおり売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、おのおの記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売渡人 | 住所  氏名 | 印 |
| 買受人 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）　　印 |

# 条　件

（代金の納入）

１　売買代金は、売渡人の発行する納入通知書に基づき納入する。

（代金の納入の遅延）

２　買受人が第１項に規定する納入期限までに代金を納入しないときは、遅延金額に対し、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数１日につき年10.75パーセントに相当する額の遅延利息を徴収する。

（物件の引渡し）

３　売払物件の引渡しは、売買代金完納確認後、売渡人、買受人双方が定める日に、その所在する場所において双方立会いのうえ引渡すものとする。

４　買受人が引渡しに立会わず、また立会うことができないときは、引渡しの通知をしたことによって引渡したものとする。

５　売払物件の引渡し前及び引渡し後において、売渡人の責に帰さない事由により生じた損害は、すべて買受人の負担とする。

６　買受人は、売払物件の引渡し前にこの物件を他に転売しようとするときは、あらかじめ売渡人の承認を受けなければならない。

７　根株は売払物件外とする。

（物件の搬出）

８　売払物件の搬出期限は　　　年　月　日限りとし、搬出期限内に県営林外に搬出するものとする。

９　買受人が搬出期限を延長しようとするときは、期限満了前にその理由を記載した書面により、売渡人に対し契約の変更を申し出なければならない。売渡人はこの申し出を受理した場合において、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、すみやかに契約の変更を行うものとする。

10　前項の申し出がなく、搬出期限後、30日を経過した時点において搬出未済物件は県の所有とする。

11　買受人は搬出が終ったときは直ちに売渡人に届出るものとする。この場合及び搬出期間満了のとき、売渡人から跡地検査の立会いを求められたときは、買受人は正当の理由がなければ拒むことはできないものとする。

（履行遅延の場合における損害金）

12　履行の遅延が生じたときは、買受人は遅延日数１日について契約代金の1000分の１に相当する額の遅延違約金を納入するものとする。  
　ただし、売渡人は、天災その他買受人の責めに帰さない理由により履行の遅延を生じたときは、遅延違約金を免除することができる。

（施設の設置）

13　買受人は、売払物件の加工、搬出のため、新たに施設を作りまたは県の施設を使用するときは、あらかじめ使用目的、期間、位置図等を定め売渡人の承認を受けなければならない。

（かし担保等の責任）

14　材積の計算方法は、売渡人の定めるところによる。なお、物件の種類、数量、品質等に錯誤あるいは隠れた傷があった場合においても、売渡人はこれに対して責任は負わない。

（代　　理）

15　買受人の代理人または使用人の行為はすべて買受人において責任を負わなければならない。

（契約の解除及び変更）

16　売渡人は、下記各号に該当する場合は、本売買契約の全部または一部を解除することができる。

（1）買受人が納期限までに代金を納入しないとき。

（2）買受人があらかじめ売渡人の承認を得ないで引渡し前に~~買受~~物件を処分したとき。

（3）買受人がこの契約で定められた事項及びその他地方自治法、同施行令並びに静岡県財務規則に定められた買受人の義務を履行しないとき。

（4）契約後不正な行為を行ったとき。

（5）買受人が次の各号のいずれかに該当した場合

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。） 第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人または法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力しまたは関与している者

カ　暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　当該物件を取得するために、暴力団または暴力団員等を利用している者

ク　当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

（6）発注者は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、または所要の報告を求めることができる。この場合、買受人はその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。

17　前項により契約を解除した場合には、搬出未済の物件で当該契約解除された部分に係わるものは県に帰属する。

18　法令の規定または公用、公共用のため等やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、売渡人は契約を解除しまたは変更することができる。

19　前項により契約の解除または変更を行った場合、代金納入済みのときは、売払物件が県に帰属した部分に相当する代価を買受人に返還する。

（損害賠償）

20　買受人が故意、過失怠慢などにより、県有財産に損害を与えたときは売渡人の算定した損害額を補償するか、自費をもって原状の回復をしなければならない。

21　買受人は、第16項において契約を解除した場合に契約解除により生じた損害金に相当する額を損害賠償金として売渡人に納付しなければならない。

（調査等の要求）

22　売渡人は、債権保全上必要があるときは、買受人に対しその業務または資産の状況に関し質問調査または報告若しくは資料の提出を求めることができる。

23　前項の定めに買受人が従わないとき、売渡人は当該債権の全部または一部について履行期限を繰り上げることができる。

（売払条件）

24　別添の施業図に表示された森林作業道開設については、別紙１の森林作業道施工条件及び標準断面図に則して実施することを売払条件とする。

（定めのない事項の処理）

25　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、受渡人、買受人双方協議の上処理するものとする。

＊森林作業道開設を条件にしない時は、第24項（売払条件）と別紙１を省略すること。

別紙１

# 森林作業道施工条件

１　森林作業道とは､「県営林における森林作業道設計指針」に定める森林の保育・管理のために林業用車両が使用する簡易な道路施設とする。

２　施工図書（施業図）に示された計画線を元に道路中心線を決定し、現地に中心杭（３cm×３cm程度の木杭）を作設すること。（基本は50ｍ間隔とし、必要に応じて作設すること）

３　計画線を作設した後、施工前に売渡人と線形について協議すること。

４　森林作業道の標準横断図は施工図書に示したとおりとする。現地の状況により、施工上これにより難く、大きく変更を要する場合は、売渡人と協議の上決定すること。

５　土工においては、現場内で流用し、切土及び盛土に注意して施工すること。

６　縦断勾配、横断勾配及び曲線半径については､特に制限を設けないが、通行の安全に留意した構造とすること。

７　切取法面は1.5m以下を標準とし、土砂の崩落防止に努め、素材の搬出を考慮したものとすること。法面は原則として荒仕上げとする。法面勾配については、労働安全衛生規則を遵守すること。

８　土工断面が大きくならないよう、縦断勾配や曲線を地形に応じて変化させること。また、土砂崩壊を防止し、路面侵食を防止するため、なお、森林作業道には、素掘り、または現地発生材等を活用した横断排水を必要に応じて設置すること。

９　現場の残材や根株等は路肩、盛土法面の補強や早期緑化のために利用すること。

10　成果品として、平面図（縮尺1,000分の１～5,000分の１）と標準横断図（縮尺100分の１）を作成する。図面には測点を記入すること。

11　施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電機設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

12　その他施工図書に定めのないものについては、売渡人と協議の上決定すること。

（様式第３-２号）

# 県営林事業○○売買単価契約書

１　契約名

２　物件の所在地

３　物件の種類、規格、単価及び予定数量

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 規格 | 単価 | | | | | | | | 予定数量 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

４　契約期間 自 　　　　年　　月　　日

至 　　　　年　　月　　日

上記の契約について、売渡人と買受人は各々対等な立場における合意に基づいて、地方自治法、同施行令及び静岡県財務規則並びに下記条件により前書のとおり売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、おのおの記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売渡人 | 住所  氏名 | 印 |
| 買受人 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）　　印 |

# 条　件

（代金の納入）

１　契約代金は、第10項の搬出数量の報告に基づき、売渡人の発行する納入通知書に基づき、売渡人が定める期日までに納入する。

（代金の納入の遅延）

２　買受人が納入通知書に規定する納入期限までに代金を納入しないときは、遅延金額に対し、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数1日につき年10.75パーセントに相当する額の遅延利息を徴収する。

（物件の引渡し）

３　売払物件の引渡しは、契約締結後、売渡人、買受人双方が定める日に、その所在する場所において双方立会いのうえ引渡すものとする。

４　買受人が引渡しに立会わず、また立会うことができないときは、引渡しの通知をしたことによって引渡したものとする。

５　売払物件の引渡し前及び引渡し後において、売渡人の責に帰さない事由により生じた損害は、すべて買受人の負担とする。

６　買受人は、売払物件の引渡し前にこの物件を他に転売しようとするときは、あらかじめ売渡人の承認を受けなければならない。

７　根株は売払物件外とする。

（物件の搬出）

８　売払物件の搬出期限は　　　年　月　日限りとし、搬出期限内に県営林外に搬出するものとする。

９　買受人が搬出期限を延長しようとするときは、期限満了前にその理由を記載した書面により、売渡人に対し契約の変更を申し出なければならない。売渡人はこの申し出を受理した場合において、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、すみやかに契約の変更を行うものとする。

10　買受人は、搬出期限までに搬出を終了させ売払い伝票等により数量が明らかな書類を添付して、売渡人に搬出数量の報告するものとする。このとき、売渡人から跡地検査の立会いを求められたときは、買受人は正当の理由がなければ拒むことはできないものとする。

（履行遅延の場合における損害金）

11　履行の遅延が生じたときは、買受人は遅延日数1日について契約代金の1000分の1に相当する額の遅延違約金を納入するものとする。  
　ただし、売渡人は、天災その他買受人の責めに帰さない理由により履行の遅延を生じたときは、遅延違約金を免除することができる。

（施設の設置）

12　買受人は、売払物件の加工、搬出のため、新たに施設を作りまたは県の施設を使用するときは、あらかじめ使用目的、期間、位置図等を定め売渡人の承認を受けなければならない。

（かし担保等の責任）

13　材積の計算方法は、売渡人の定めるところによる。なお、物件の種類、規格、品質等に錯誤あるいは隠れた傷があった場合においても、売渡人はこれに対して責任は負わない。

（代　　理）

14　買受人の代理人または使用人の行為はすべて買受人において責任を負わなければならない。

（契約の解除及び変更）

15　売渡人は、下記各号に該当する場合は、本売買契約の全部または一部を解除することができる。

（1）買受人が納期限までに代金を納入しないとき。

（2）買受人があらかじめ売渡人の承認を得ないで引渡し前に物件を処分したとき。

（3）買受人がこの契約で定められた事項及びその他地方自治法、同施行令並びに静岡県財務規則に定められた買受人の義務を履行しないとき。

（4）契約後不正な行為を行ったとき。

（5）買受人が次の各号のいずれかに該当した場合

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人または法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力しまたは関与している者

カ　暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　当該物件を取得するために、暴力団または暴力団員等を利用している者

ク　当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

（6）売渡人は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、または所要の報告を求めることができる。この場合、買受人はその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。

16　前項により契約を解除した場合には、搬出未済の物件で当該契約解除された部分に係わるものは県に帰属する。

17　法令の規定または公用、公共用のため等やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、売渡人は契約を解除しまたは変更することができる。

18　前項により契約の解除または変更を行った場合は、搬出済みの売払物件に相当する代価を売渡人に支払う。

（損害賠償）

19　買受人が故意、過失怠慢などにより、県有財産に損害を与えたときは売渡人の算定した損害額を補償するか、自費をもって原状の回復をしなければならない。

20　買受人は、第16項において契約を解除した場合に契約解除により生じた損害金に相当する額を損害賠償金として売渡人に納付しなければならない。

（調査等の要求）

21　売渡人は、債権保全上必要があるときは、買受人に対しその業務または資産の状況に関し質問調査または報告若しくは資料の提出を求めることができる。

22　前項の定めに買受人が従わないとき、売渡人は当該債権の全部または一部について履行期限を繰り上げることができる。

（定めのない事項の処理）

23　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、受渡人、買受人双方協議の上処理するものとする。

（様式第４号）

県営林事業生産物（立木）売買変更契約書

１　契約名

２　物件の所在地

３　変更事項

（１）物件の種類及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 本　数 | 材　積 |
|  | 本 | m3 |
|  | 本 | m3 |
| 計 | 本 | m3 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （２）売買代金 | 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円也 |

（３）その他

４　契約期間 自 　　　　年　　月　　日

至 　　　　年　　月　　日

上記のとおり　　　　年　　月　　日締結した県営林事業生産物（立木）売買契約を変更し、地方自治法、同施行令及び静岡県財務規則並びに下記条件によりこの契約の成立を証するため、おのおの記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売渡人 | 住所  氏名 | 印 |
| 買受人 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）　　印 |

（様式第５－１号）

# 事業期間延長請求書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

３　事業量

４　委託料 　　　 ￥

５　契約年月日 　　　　　　　　年　　月　　日

６　履行期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 契約事業期間 | 延長事業期間 |
| 着手 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 完成 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

７　事業期間延長の理由

　　　　　年　　月　　日

発注者　職名　　氏　　　　名　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）印 |

※県営林事業生産物（立木）売買契約等でも準用する。

（様式第５－２号）

# 監督員通知書

１　委託業務名

２　契約年月日 　　　　　　　　年　　月　　日

３　監督員の職氏名 総括監督員

主任監督員

担当監督員

　上記のとおり監督員を定めたので、通知します。

　　　　　年　　月　　日

　住　　　　所

　商号又は名称

　氏　　　　名　　　　　　　　　　　様

発注者　職氏名　　　　　　印

（様式第６号）

# 業務完了届出書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

３　事業量

４　委託料 ￥

５　契約年月日 年　　月　　日

６　履行期間 着　手　　　　　年　　月　　日

完　成　　　　　年　　月　　日

７　完了年月日 年　　月　　日

上記のとおり完了したので、届け出ます。

　　　　　年　　月　　日

発注者　職　名　　氏　　　　　名　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）印 |

（様式第７号）

# 検査調書

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の名称 |  |
| 業務箇所 |  |
| 履行期間 | 着　手　　　　　年　　月　　日  　完　成　　　　　年　　月　　日 |
| 契約年月日 | 年　　月　　日 |
| 委託料 | ￥ |
| 出来形 |  |
| 検査年月日 | 年　　月　　日 |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名　（法人にあっては、代表者の氏名） |
| 立会者 |  |
| 検査意見 |  |

　上記のとおり検査しました。

　　　　　年　　月　　日

　　　所属長 　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　検査員　職　氏　名　　　　　　　　　　印

（様式第８号）

第　　 　　号

年　　月　　日

受注者　商号又は名称

氏名（法人にあっては、代表者の氏名）　様

発注者　職氏名　　　　　　　　　 　　印

# 検査結果通知書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

（合格の場合）

年　　月 　日この事業の検査の結果、合格したので通知します。

（不合格の場合）

年　　月 　日この事業の検査の結果、下記について不合格の部分があったので、　　　　年 　月　 日までに手直し若しくは必要な処置を行い、再検査を受けてください。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不合格の事項 | 数　量 | 不合格の状況 | 手直し若しくは必要な処置 |
|  |  |  |  |

（様式第９号）

# 出来形調査申請書

１　委託業務の名称

２　業務箇所

３　事業量

４　委託料 　　　￥

５　履行期間 　 着　手　　　　　年　　月　　日

　　 　　　 　　 　　 完　成　　　　　年　　月　　日

６　出来形の内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業種 | 単位 | 設計数量(A) | 出来形の数量(B) | 出来形の割合(B/A) | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　　　年　　月　　日現在における第　　回出来形の調査を申請します。

　　　　　年　　月　　日

発注者　職　名　　氏　　　　　名　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受注者 | 住所  商号又は名称  氏名 | （法人にあっては、代表者の氏名）印 |